

平成19年6月9日制定・施行

名古屋工業大学 化工研OB会 規約

(総則)

第1条 本会は名古屋工業大学化学工学研究室(以下、化工研と略す)の卒業生等で構成される会であり、「化工研OB会」と称する(以下、本会と略す)。事務局は化工研内に設ける。所在地は以下のとおり。

〒466-8555 名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学内

(目的)

第2条 本会の会員相互の交流を通して学術、技術並びに経験を交換し、会員相互の親睦とその発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 数年に1度、講演会・懇親会を行う。
- (2) 所属教員が定年退職、転出、またはあらたに本研究室のスタッフに加わった場合に講演会・懇親会を行う。
- (3) 化工研行事を随時、化工研ホームページに掲載し、会員に通知する。

(構成)

第4条 本会は化工研を卒業・修了または留学、一定期間化工研に所属した教職員・学生・研究者(所属、国籍を問わない。)、または化工研に貢献した個人、本会の目的に賛同し、その事業に協力する個人会員によって構成される。

(会計)

第5条 化工研所属の教員が管理し、講演会・懇親会のたびに会計報告を作成する。会費は講演会・懇親会を開催したときに参加者から徴収する。

(規約の変更)

第6条 本規約の変更は化工研所属教員の承認をもって、行うことができる。

(付則)

第7条 本規約は平成19年6月9日より施行する。

代表者

〒000-0000 名古屋市 0000000000000 加藤禎人